

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	宮古漁業協同組合					
	住 所	宮古市光岸地4番40号					
2 漁業権の免許番号	内共第9号(津軽石川)						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法		区 域	期 間	
			あゆ	竿釣り(友釣り 擬餌釣り)		津軽石川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で理事が定めて公表する期間
			竿釣り(がら掛け)		8月1日から10月31日まで		
	うぐい	竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)		〃	3月1日から9月30日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
(2) 区域の制限	区 域				禁止期間		
	津軽石川河口から稲荷橋上流端の上流230メートルの地点(旧稲荷橋上流端)までの区域				11月1日から2月末日まで		
(3) 全長の制限	名 称				禁止に係る全長		
	うぐい				10センチメートル		
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	竿釣り(友釣り 擬餌釣り がら掛け)	300円	2,000円	組合事務所及び指定販売所
			うぐい	竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)			
<p>ア 小学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、200円を加算した額とする。</p>							
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。						
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。						
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。						
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。						